

高額療養費支給申請の特例手続について

該当する月ごとの申請が必要な高額療養費の支給申請について、次回以降の申請が不要となる特例手続を開始します。

特例手続の申請には、対象要件、利用条件があります。

【対象要件】

- 令和8年4月以降受診分かつ特例手続用高額療養費支給申請書を提出した月以降の高額療養費
- ※令和8年3月以前受診分の高額療養費は、従来通り領収書を添付の上、月ごとの申請が必要です。

【利用条件】

- 世帯主に国民健康保険税の滞納がないこと。
- 下記の同意事項に同意できること。
- 特例手続用申請書と合わせて高額療養費支給申請書を提出すること。
- ※特例手続のみの申請はできません。

【同意事項】

- 支払うべき被保険者の医療費の一部負担金に未納が発生した場合、遅滞なく会津若松市へ申し出ること。
- 第三者行為（交通事故等）があった場合は、会津若松市へ被害届を提出すること。
- 一部負担金の支払状況について、市から医療機関等に照会する場合があること。
- 医療機関に一部負担金を支払っていなかった場合及び高額療養費の支給後の変更等により、返還金が発生した場合には、会津若松市へ返還すること。
- 重度心身障がい者医療費助成及びひとり親家庭医療費助成と重複されるものとして算定される額の控除、その他高額療養費の受領に関する一切の権限を会津若松市に委任すること。
- 法令により領収書等の添付が必要となっている療養については、領収書等を提出すること。
- 国民健康保険の世帯主の変更等、被保険者資格の異動があった場合、高額療養費の支給申請手続の特例による支給が停止すること。
- 指定した金融機関の口座に振り込みができなくなった場合、高額療養費の支給申請手続の特例による支給が停止すること。
- 国民健康保険税に滞納がある場合、高額療養費の支給申請手続の特例による支給が停止すること。
- この申請の内容に偽りその他不正があった場合、高額療養費の支給申請手続の特例による支給が停止すること。

【特例申請に必要なもの】

- 世帯主のマイナンバーカード
- 世帯主の預金通帳
- 窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

【問い合わせ先】

会津若松市役所国保年金課 医療給付グループ 電話 0242-39-1244

<p>Q1 令和8年5月に、令和8年3月から令和8年5月に受診した分の申請をしようと思いません。 特例手続はいつから該当になりますか。</p>	<p>A1 令和8年5月受診分から特例手続ができます。この場合、令和8年6月受診分以降の高額療養費支給申請は原則不要です。 令和8年3月と4月の受診分は、月ごとの申請が必要です。</p>
<p>Q2 「高額療養費の支給申請について（ご案内）」が届きました。 特例申請できますか。</p>	<p>A2 「高額療養費の支給申請について（ご案内）」は、高額療養費に該当する方に、受診した月のおおむね4か月後にお届けしています。 当該通知書が届いた方は、通知書に記載された月の高額療養費の支給申請と特例申請をすることができ、次回以降の申請が不要になります。 申請の際は、当該通知書、世帯主及び窓口に来られる方のマイナンバーカード、世帯主の預金通帳を持参してください。 ※別世帯の方が申請する場合など、手続きの内容によっては、委任状やその他の書類が必要になる場合があります。 ※通知書に記載の金額は、通知書作成時点での概算金額です。診療報酬明細書（レセプト）の再審査等で支給額が減額又は不支給となる場合があります。この場合でも特例申請は有効です。</p>
<p>Q3 「高額療養費の支給申請について（ご案内）」がありません。 どうしたらよいでしょうか。</p>	<p>A3 「高額療養費の支給申請について（ご案内）」は、高額療養費に該当する方に、受診した月のおおむね4か月後にお届けしています。 届いた後に紛失した場合は、申請時に窓口でその旨お伝えください。 まだ届いていない場合は、届くまでお待ちいただくか、該当する月の領収書を持参の上、申請してください。</p>
<p>Q4 特例申請しました。従来の申請より早く振り込まれますか。</p>	<p>A4 特例申請又は従来通りの申請にかかわらず、高額療養費は医療機関から提出される診療報酬明細書（レセプト）で支給金額を決定するため、申請方法によって支給時期が早くなることはありません。</p>
<p>Q5 振り込みまでどのくらいかかりますか。</p>	<p>A5 高額療養費は医療機関から提出される診療報酬明細書（レセプト）で支給金額を決定します。 診療報酬明細書（レセプト）は、審査機関を経てから本市に届くため、支給は最短で受診した月の翌月から3か月以降になります。 ただし、診療報酬明細書（レセプト）の内容修正や再審査等で、支給時期がさらに遅くなる場合があります。</p>